

エコツーリズムをめぐる動向について

■エコツーリズムとは

「エコツーリズム」は、地域の自然環境や歴史・文化を体験・学習し、それらの保全に責任を持つ観光の在り方として、環境保全はもとより、観光の振興、地域の振興、環境教育の場としての活用にもつながるものであり、環境省が関係省庁と連携しつつ主導的に推進している。

■エコツーリズム推進法の成立及び施行

自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを通じて、自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図ることを目的とした「エコツーリズム推進法」（環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省の共管）が第166回国会で議員立法により成立、平成20年4月1日施行。

■エコツーリズム推進基本方針の決定

エコツーリズム推進法第4条の規定により、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」が、平成20年6月に閣議決定。

【基本方針の構成】

- ・エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- ・エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- ・エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- ・生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項
その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

エコツーリズム推進法の枠組みについて

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

- 環境問題への関心の高まり
→実際に自然とふれあい、その仕組みを理解することが重要
- 観光による自然への悪影響(踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等)
→自然保護に配慮した観光の推進

推進の枠組み

基本理念

- 自然環境への配慮
- 観光振興への寄与
- 地域振興への寄与
- 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

- 市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。
- 協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
→ エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源(動植物の生息地等)の保護措置等を規定。

全体構想の認定・保護措置

- 市町村は、主務大臣に対し、全体構想の認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。
- 市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。→汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

※主務大臣:環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

エコツーリズム推進基本方針の概要

はじめに

- ・地球環境問題が深刻化する中、人々の主体的な行動やライフスタイルの変革に結びつかないのは、地球とつながっている（自然の恵みで人も生きている）実感が決定的に不足しているため。
- ・エコツーリズムは、人と自然のつながり、人と人とのつながりを取り戻し生物多様性を保全しながら元気な地域社会をつくるものであり、観光旅行者や関係する人々が地球環境とつながる糸口にもなるもの。
- ・エコツーリズムに取り組む地域への国による認証制度が始まった。

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

- ・推進する意義は、①ルールの設定による自然環境の保全、旅行者や住民などの環境意識が高まり地域の環境から地球環境まで含めた保全に関する行動につながる効果、②地域固有の自然環境や生活文化等の魅力を見直す効果、③観光地としての競争力の向上・新たな観光振興の可能性などに加え持続的な地域づくりに対する意識の高まりや住民の誇りにつながる効果。
- ・進め方を次のように整理。①関係者が話し合い、②地域の宝を再認識・発見し、③宝を大切に磨き、④観光旅行者にうまく伝え、⑤その感動を更に磨く原動力とし、⑥地域の活性化につなげる、という相互に関連する一連の行為。
- ・「大切にしながら」、「楽しみながら」、「地域が主体」という視点が基本。
- ・エコツーリズムの推進によって我が国で長期的に目指す姿を明示。
- ・重点的に取り組むべき当面の課題として、①人材育成、②取り組む地域への支援、③戦略的広報、④科学的評価方法等に関する調査研究、⑤他施策との連携を提示。

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

- ・「エコツーリズム推進協議会」の組織化に当たっては、①協議会の効率的な運営に配慮しつつ、②特定事業者、地域住民、NPO等、有識者、土地の所有者等、関係行政機関、関係地方公共団体など地域の多様な主体の参加・連携が必要。
- ・協議会は、①原則公開とし、透明性を確保するとともに、②相互に情報を共有し、関係者間の合意形成を図ることが必要。

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

- ・エコツーリズムの実施に当たっては、対象となる自然観光資源などが損なわれないよう、事前に「ルール」などを決めて「ガイドンス・プログラム」を実施し、自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方が重要。
- ・「ルール」には、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、①罰則のような一定の強制力を必要に応じ持たせるものと、②自主ルールのように関係者間の内発的な取組みとして実施するものがあり、安全確保や住民の生活への配慮などの目的も必要に応じ検討することが望まれる。
- ・「モニタリング」の実施に当たっては、①原生的な自然の区域では、専門家や研究者など積極的な関わりを得てよりきめ細かく実施し、②里地里山などでは、ガイドや地域住民などが主体となってモニタリングを行い、その結果を専門家や研究者が評価するなど、地域の自然的社会的特性に応じて実施することが重要。
- ・エコツーリズムの推進に当たっては、①地産地消の取組みなど農林水産業をはじめとする関連産業との連携・調和、②他の法令や関係法令に基づく各種計画などとの整合、③地域の生活や習わしへの配慮が必要。

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

- ・全体構想が認定されると、①これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、法的に保護することで、持続的かつ質の高い利用が可能となったり、②地域のブランド力が高まり、また国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながるなどの効果が期待される。
- ・認定の基準として、①協議会の参加者や運営方法、その他各種手続きなど全体構想が基本方針に適合すること、②プログラムの実施主体やモニタリングの役割分担など全体構想の内容が確実かつ効果的に実施される見込みがあることといった基準を明示。

第5章 生物多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

- ・他地域からのメダカやホタルの導入などによる遺伝子レベルでの攪乱にも配慮することが必要。
- ・里地里山などでは、維持管理活動をプログラムに取り入れることによる生物多様性の回復も期待。
- ・潜在的なニーズがある「子ども」の視点が重要。宝探しやプログラムづくりへの地域の子どもとの積極的な関与が地域への誇りや愛着にもつながる。長期宿泊体験など学校教育との連携も重要。
- ・有識者からの助言を受けつつ、関係省等での連携を強化。

エコツーリズム関連施策の強化について

H19. 6月公布
H20. 4月施行

H16. 6月
とりまとめ

エコ
ツーリズム
推進法
成立

法律に規定される国の責務

- ▶基本方針の作成・公表
- ▶各地の全体構想の認定
- ▶認定全体構想の広報
- ▶協議会活動状況の公表
- ▶エコツーリズム推進連絡会議
- ▶協議会への技術的助言
- ▶資源保護・人材育成の情報提供
- ▶広報を通じた国民理解の増進
- ▶財政上の措置

施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進マニュアル
- モデル事業(16~18)

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

経済成長戦略大綱
再チャレンジ
都市と農山漁村の共生・対流
観光立国推進基本法
21世紀環境立国戦略

H20年度の新たな施策強化

◎エコツーリズム
推進法施行経費

- 本省及び地方事務所における法施行経費

◎エコツーリズム
啓発事業

- エコツーリズム啓発、イベント開催(継続)
- エコツアー総覧(継続)
- 新法のPR、普及

◎エコツーリズムの
ノウハウ確立事業

- 全国セミナー開催(継続)
- エコツーリズム大賞(継続)
- Webサイトの運営(継続)

◎エコインストラク
ター人材育成事業

- エコインストラクターインターンシップ支援(継続・再チャレンジ)

◎国立公園等におけるエ
コツーリズム支援事業

- 国立公園等におけるエコツーリズムの仕組みづくり(継続・拡充)
- 新法に基づき協議会を設置する地域への支援
- 世界遺産地域等のエコツーリズム推進(継続)

理念及び法の趣旨の認知率向上

エコツーリズム推進法の円滑な運用

ノウハウの確立と蓄積

取り組む地域の増加